

広島県告示第九百八十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和三年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

大柿加入区（大柿町漁業協同組合）、蒲刈町加入区（蒲刈町漁業協同組合）、早田原加入区（早田原漁業協同組合）、安芸津加入区（安芸津漁業協同組合）、松永加入区（浦島漁業協同組合）、鞆の浦加入区（鞆の浦漁業協同組合）、千年加入区（千年漁業協同組合）